

丹羽広域事務組合予定価格の事後公表に関する試行要領

(趣旨)

第1条 この要領は、丹羽広域事務組合電子入札実施要領（平成29年告示第43号）に基づき実施する電子入札（以下「電子入札」という。）において、予定価格の事後公表を試行することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 予定価格の事後公表の対象は、電子入札にて競争入札を行う建設工事及び設計・コンサルタント等業務とする。

(予定価格の公表)

第3条 事後公表を行うものとした競争入札について、落札者が決定したときは、速やかに入札結果と併せて予定価格の公表を行う。

(再度入札)

第4条 事後公表を行うものとした競争入札について開札した結果、落札者がいない場合は、丹羽広域事務組合契約規則（昭和61年規則第2号）第21条の規定に基づく再度の入札を行うものとする。なお、再度入札の回数は、2回までとする。

2 前項の規定による再度入札に当たっては、丹羽広域事務組合電子入札実施要領の規定に定める積算内訳書の提出は要しない。

(その他)

第5条 この要領に定めのない事項については、丹羽広域事務組合入札の執行に関する要綱（令和5年訓令第7号）及び丹羽広域事務組合入札心得書（令和5年告示第42号）に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和8年4月1日から施行し、同日以降に入札公告するものから適用する。

(経過措置)

2 令和8年4月1日から令和9年3月31までの間における丹羽広域事務組合予定価格の事後公表に関する試行要領第2条の規定の適用については、同条中「建設工事」とあるのは「建設工事のうち、予定価格が3,000万円以上の工事」とする。